

中学校の学級規模の上限について

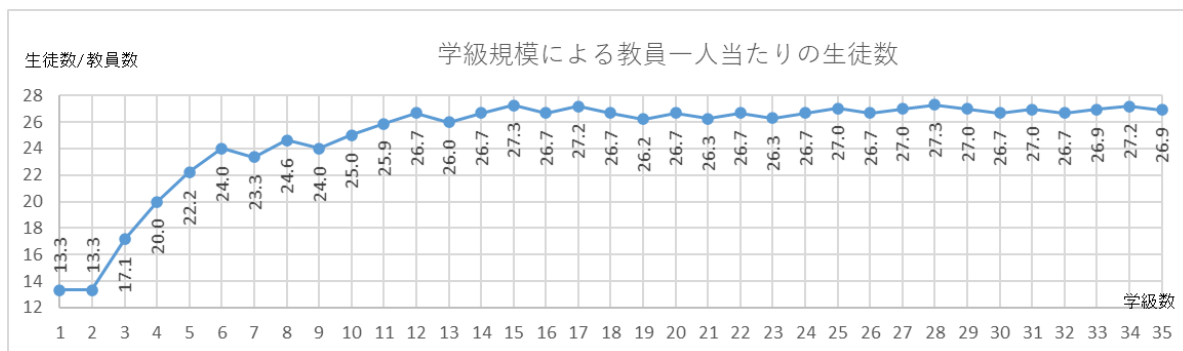
中学校の適正規模について、各校の学校運営上の視点から、標準規模の上限の 18 学級と過大規模未満の 24 学級とを比較・検討したものです。

1 教員定数と教育課程等

(1) 教員定数

教員定数は、埼玉縣市町村立小・中学校教職員配当基準表に基づき、18 学級では 29 人、24 学級では 38 人（うち校長及び教頭は必置のため、管理職以外の教員の人数は 18 学級で 27 人、24 学級で 36 人）です。

学級	校長	教頭	教員	計
18	1	1	27	29
19	1	1	29	31
20	1	1	30	32
21	1	1	32	34
22	1	1	33	35
23	1	1	35	37
24	1	1	36	38



(2) 教育課程と授業時数

教育課程は、全学年（中 1～中 3）において学校教育法施行規則第 72 条に規定される各教科（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語）と「特別の教科である道徳」並びに「総合的な学習の時間」及び「特別活動」によって編成されます。

また、各学年の授業時数は、学校教育法施行規則第 73 条（別表 2）に規定されており、学習指導要領が示す年間 35 週で除した週当たりの時数を 3 学年で合計すると次のとおりです（小数点以下第 2 位四捨五入）。

3 学年計	5 教科					技能教科					教科合計	学級担任が受け持つ時数・単年		
	外国語	国語	数学	理科	社会	保健体育	音楽	美術	技術	家庭		道徳	総合	特活
時数	12	11	11	11	10	9	3.3	3.3	2.5	2.5	75.6	1	1.8	1

2 授業時数と教員配当

学級規模に応じた授業時数に対し、週当たり 30 時数（6 時数/日×5 日間）を超えないよう、各教科が平準化するように、教員定数を配当すると次の表のような配当が考えられます。

各学年 1 学級の場合の授業時数					18 学級の場合			24 学級の場合		
各教科	1 年	2 年	3 年	合計	時数	人数	時/人	時数	人数	時/人
外国語	4	4	4	12	72	4	18	96	6	16
国語	4	4	3	11	66	4	16.5	88	5	17.6
数学	4	3	4	11	66	4	16.5	88	5	17.6
理科	3	4	4	11	66	4	16.5	88	5	17.6
社会	3	3	4	10	60	4	15	80	5	16
保健体育	3	3	3	9	54	3	18	72	4	18
音楽	1.3	1	1	3.3	19.8	1	19.8	26.4	2	13.2
美術	1.3	1	1	3.3	19.8	1	19.8	26.4	2	13.2
技術	1	1	0.5	2.5	15	1	15	20	1	20
家庭	1	1	0.5	2.5	15	1	15	20	1	20
学年計	25.6	25	25	75.6	453.6	27	16.8	604.8	36	16.8

※ 各教科の合計欄は、3 学年が 1 学級の場合の授業時数なので、学級規模が 18 学級の場合は各学年が 6 学級、学級規模が 24 学級の場合は各学年が 8 学級であるとして、合計欄の右に各学年の学級数を乗じた授業時数と配当人数、1 人当たりの指導時数をそれぞれ示した。

3 指導時数

教員 1 人当たりの指導時数を見ると、全教員の平均は 16.8 時数で学級規模による差はなかった。5 教科では、どちらの規模でも 18 時数以下であった。

技能教科では、どちらも複数配置されないと 19 時数を超える教科が出たが、最大 20 時数であり、学級担任としての最大 4 時数の増にも対応が可能と考えられる。標準規模を超える学校について、授業時数と教員配当の観点から検討した結果、学級規模による教科指導への影響は見られなかった。

他方、理科室での授業について、全時数を理科室で行う必要はないものの、24 学級 88 時数の場合、第 2 理科室まででは支障が生じるおそれがある。

なお、21 学級の試算では、529.2 時数に対し 32 人配置で平均 16.5 時数になるが、技能教科（音楽・美術）担任の持ち時数（23.1 時数）の平準化が困難で、学級担任になることが難しい状況であった。